

【お知らせ】

<p>項目</p>	<p>● 訪問介護における3級ヘルパーの取扱いについて</p>
<p>内容</p>	<p>■ 下記の者が指定訪問介護を行う場合は平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>平成21年3月31日時点で、<u>訪問介護員養成研修3級課程を修了した者</u>であって、<u>当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの</u>（以下「3級課程修了者」という。）を訪問介護員として雇用しており、かつ、平成21年4月1日以降も引き続き当該3級課程修了者を訪問介護員として雇用する指定訪問介護事業所であって、当該3級課程修了者に対し、平成22年3月31日までに介護福祉士の資格を取得し、又は介護職員基礎研修課程、1級課程若しくは2級課程を受講するよう通知している指定訪問介護事業所。</p> </div>
<p>取扱い</p>	<p>■ 上記取扱いについては、<u>平成22年3月をもって介護報酬上の経過措置は終了</u></p>

<p>項目</p>	<p>● 居宅介護支援事業所「特定事業所加算（Ⅱ）」における要件「主任居宅介護支援専門員等の配置」の「等」の取扱いについて</p>
<p>内容</p>	<p>■ <u>別に※厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているもの</u>として京都府知事に届け出た事業所は、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。</p> <p>○ 特定事業所加算(Ⅱ) 300単位</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(注) 算定要件の一つ「常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置していること」の「等」の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度中に主任介護支援専門員研修課程を受講し、かつ必ず修了する見込みがある者であること。</li> </ul> </div>
<p>取扱い</p>	<p>■ 上記「常勤かつ専従の主任介護支援専門員等」の「等」について、平成21年度中に主任介護支援専門員研修課程を修了する見込みがある者を対象としていたが、<u>22年度以降については、予め修了している者に限るとするもの</u>です。</p>